

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市
条例第43号）（文化市民局地域自治推進室）

特定非営利活動促進法の一部改正のため、規定を整備することとしました。

この条例は、令和3年6月9日から施行することとしました。

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項、第4条第2項及び第7条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第10条第1項中「第55条第1項」を「第55条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)